



今月のことば

*Words of the Month*

## 弁理士として 30 有余年

日本弁理士会副会長

高松 俊雄

### はじめに

私は 1989 年に日本弁理士会に登録し、その後 30 数年に亘って弁理士業務に従事しながら日本経済の盛衰を見てきました。1989 年はバブル経済の頂点であり、その後バブル経済が崩壊して日本経済が長期低迷に入って行きました。この間に弁理士業界で活動しながら感じたことを述べさせていただければと思います。

### 1. 90 年代の状況

#### (1) 日本の状況

90 年代の日本は半導体産業や自動車産業等が活況を呈しており、欧米等への輸出により経済的な繁栄を謳歌していました。それに伴って、日本国内の特許出願が急増し、8000 件／年以上の特許出願を行う企業が多数ありました。企業では技術的な改善提案のノルマがあり、それらの提案の特許出願する流れが出来上がっており、日本出願全体でも 40 万件／年を超える勢いでした。

また、欧米への特許出願も急増し、それらの特許出願依頼を求めて欧米の弁護士・弁理士が来日して営業活動を行っていました。欧米の特許法律事務所は日本企業や特許事務所を訪問してセミナーを開催し、日本企業や特許事務所との結びつきを強めていました。一方、日本からは企業の社員や特許事務所の所員が、米国の特許法律事務所の主催するセミナー等に参加するためワシントンに長期に亘って滞在し、特許法律事務所に席を与えられて米国の特許法や判例等を学ぶなど、90 年代は日本の企業や特許事務所もまだ余裕があり良い時代だったと思います。

#### (2) 米国の状況

90 年代初めは日本の自動車産業等が米国市場を席卷しており、デトロイトは自動車産業の荒廃により治安が悪化していました。当時、ニューヨークでも夜は地下鉄に乗れないほどでした。米国の経済が悪化したのは日本の経済進出が原因だということでジャパンバッシングという言葉も発生しました。知財の分野では日本企業を相手に米国特許訴訟が頻発し、特許権の権利範囲を広く解釈するために均等論の均等の範囲が拡大しました。このため、日本企業は米国特許制度や均等論の判例・解釈手法を学ぶために多数の社員を米国に派遣していました。

日本の特許出願のクレーム形式は 80 年代までは欧州由来の 2 パート形式が主流でした。90 年代に入り米国特許訴訟に対応できるように、日本出願のクレーム形式は欧州由来の 2 パート形式から米国由来の構成要件列挙型のクレーム形式へ大幅に変更されました。日本出願当初から米国での特許訴訟を意識した特許明細書の作成が求められたのです。

#### (3) 韓国の状況

韓国では 90 年代に大手財閥企業に特許部ができて特許出願が急増しました。その当時、韓国弁理士試験は数名しか合格しない超難関試験であり、弁理士は非常に尊重されていました。このため韓国を訪問すると、日本から弁理士先生が来訪してくれるとのことで歓迎されました。韓国では、半導体やディスプレイ等の先端技術が急速に発展し、97 年頃になると、半導体の国際市場で日本企業との間で熾烈な競争状

態になりました。その後、日本企業は国際市場で韓国企業に半導体市場を奪われていくこととなります。日本企業は90年代初頭には半導体の国際市場を席捲していましたが、その後次々に撤退して行きました。ディスプレイについては、日本企業が韓国企業にディスプレイを製造させて日本企業のブランドで欧米に販売しようとしていました。しかしながら、数年後には韓国企業のブランドで欧米にディスプレイが販売されるようになりました。

## 2. 技術流出

特許法は発明を公開する代償として特許権という独占権を付与しています。これは、日本国内だけを考えると有効に機能しますが、国際的に考えると支障が出てきます。つまり、日本に特許出願すると発明が世界的に公開され、その後、日本国内で特許権という独占権が発生します。公開は世界的に行われる一方で、独占権は日本国内に限られるという不均衡が生じます。もちろん、外国に特許出願すればこのような不均衡は生じないのですが、外国出願には多額の費用が掛かるため、日本出願のうち外国へ出願されるのは30%程度とされています。その結果、残り70%の発明は外国で独占権を取ることなく、発明内容が世界に公開されることとなります。韓国や中国からは、日本の公開特許公報は宝の山と言われました。技術流出の流れはこのような点にもあったのではないかと思います。

## 3. 規制緩和政策

2000年代に入って政府主導で行われた規制緩和政策により、独占禁止法の問題があるという理由で弁理士会標準料金表が撤廃されました。弁理士会標準料金表を無くして自由競争にした方が経済的に発展するとの思惑からです。また、弁理士試験制度の見直しにより弁理士登録者数が大幅に増加しました。これらの政策により、弁理士業界は自由競争の時代に突入し、弁理士料金表の報酬額は低下の一途を辿るとともに弁理士一人当たりの報酬額も減少することになりました。現在では韓国や中国よりも日本の弁理士の報酬額が低いとされています。これにより、弁理士業界の魅力が薄れ、優秀な人材が集まりにくい状況になっています。

このような弊害に対処するため、弁理士試験合格者数を適正数に調整する対策が取られています。今後も新たな対策の模索が続くことになるでしょう。日本経済は30年続いたデフレの波がインフレに移行しつつあります。この波に乗って弁理士報酬額も改善されていくことを期待しています。依頼者側でも弁理士報酬額見直し容認の動きがあるようです。弁理士一人当たりの報酬額が改善すれば、弁理士業界にも明るい兆しが見え始め、日本経済にも復活の兆候が現れるでしょう。

## 4. 特許と技術標準

日本の大手自動車メーカーがハイブリッド関連の特許を無償開放するというニュースは衝撃的でした。日々強い特許の権利化に尽力している弁理士の立場としては大きな事件です。しかしながら、特許が技術普及の障害になってはいけないと思います。独占権である特許と技術の普及との微妙なバランスが重要です。最近の米国特許訴訟のうち半数が標準必須特許関連とされています。技術を普及して標準化させつつ標準必須特許で利益を確保したいという企業の思惑が鎬を削っています。

標準必須特許の分野はヨーロッパが先行しており、それに米国や中国が参入して三つ巴状態で錯綜しています。この状況の中に日本も参入していますが、欧米や中国に対抗していくのは困難な状況だと思います。標準必須特許は通信分野だけでなく、自動車業界等の日本の全産業に影響すると言われています。今後IOTやAIの時代に突入していく中で、標準必須特許の動向次第で日本全体の産業や経済が多大な影響を受けることが予想されます。この問題について産業界全体で真剣に取り組む必要があります。

## 5. 弁理士として貢献できること

このように過去を振り返ると今後の課題も見えてきます。過去30数年の間に、グローバル化により国内産業が海外へ流出し、国内産業の空洞化が進みました。経済には数十年の大きな波があるから、いずれ産業は日本国内へ戻ってくるだろうと思いましたが、ついにその時が来たようです。

最近、地政学的リスクや中国経済の失速、欧米の保護主義への回帰等により、半導体産業等が日本国内へ回帰しつつあります。また、金融の面でも30年間続いたデフレからインフレ傾向へと移行しつつあります。株式市場も30年前のバブル期の水準に戻ってきました。ついに日本経済の潮目が変わりつつあるという感じがしています。

このような経済の大きなうねりの中で、弁理士として知的財産保護の観点から今後の日本の産業発展に貢献できれば良いと思っています。

以上